

## 公立大学法人名古屋市立大学学術奨励寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）における寄附金の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附金 学術研究の奨励に使用されることを目的として法人に寄附される金銭をいう。
- (2) 助成金 寄附金のうち、民間の研究助成団体、企業等の公募に教員等が申請し、法人に寄附される金銭をいう。

(一部改正 平成31年達第22号)

(寄附金の受入れ)

第3条 寄附金を受け入れることのできるの、各研究科、学部並びに医学部附属病院、東部医療センター、西部医療センター、みどり市民病院、みらい光生病院及びリハビリテーション病院（以下「研究科等」という。）とする。

(一部改正 平成25年達第35号、平成31年達第22号、平成31年達第63号、令和5年達第140号、令和7年達第62号)

(寄附金の受入れの制限)

第4条 次に掲げる条件の付されている寄附金（助成金を除く。）は、これを受け入れることができない。

- (1) 寄附金により取得した財産を寄附者に譲与すること。
- (2) 研究により生じた権利（特許権、実用新案権、意匠権、著作権及びこれらに準ずる権利をいう。）を寄附者に譲与し、又は使用させること。
- (3) 寄附金の使用について、寄附者が検査を行うこと。
- (4) 寄附金により研究した成果の報告を寄附者に行うこと。
- (5) 寄附金に係る収支決算を寄附者に提出すること。
- (6) 寄附目的の学術研究が完了したときに、使用残額を寄附者に返還すること。

2 前項第1号から第3号に掲げる条件の付されている助成金は、これを受け入れることができない。

(一部改正 平成25年達第35号、平成31年達第22号)

第5条 削除

(一部改正 平成25年達第35号、平成26年達第38号、平成31年達第22号)

(寄附金の受入れの申請)

第6条 寄附の申出があった場合において、これを受け入れようとする教員等（医学研究科、薬学研究科及び病院にあっては自らの属する分野（部門を含む。以下同じ。）の責任者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、当該申出について、寄附者に参考様式第1-1（助成金の場合にあっては参考様式第1-2）を作成させるものとする。この場合において、寄附者は参考様式第1-1又は参考様式第1-2に代えて、次の事項を記載した文書を使用することができる。

- (1) 寄附者の住所、団体名及び代表者名（個人にあっては住所及び氏名）
- (2) 寄附金額
- (3) 寄附の趣旨
- (4) 研究担当者等の補職名及び氏名（助成金に係る寄附の場合に限る。）

(5) 研究期間（助成金に係る寄附の場合に限る。）

2 前項の申出についてこれを受け入れようとするとき、教員等は、第1号様式及び参考様式第1-1（助成金の場合にあつては参考様式第1-2）（前項の規定により参考様式第1-1又は参考様式第1-2に代える文書を含む。）により研究科等の長を経由して理事長にその受け入れを申請するものとする。

（一部改正 平成21年達第56号、平成25年達第35号、平成26年達第38号、平成29年達第24号、平成31年達第22号）

（寄附金の受入れの承認）

第7条 理事長は、前条第2項の申請を適当と認めたときには、寄附金の受け入れに必要な手続を行うものとする。

2 理事長は、前項の手続を行う際に、第2号様式により教員等に、参考様式第2により寄附者に、寄附金の受け入れについてそれぞれ通知するものとする。この場合において、寄附者への通知に係る様式は、寄附者の申出により参考様式第2以外の形式によることができる。

（一部改正 平成21年達第56号、平成25年達第35号、平成26年達第38号、平成31年達第22号）

（寄附金の移し替え）

第8条 教員等が法人を退職し、かつ、引き続き他の研究機関等において学術研究を行う場合において、当該教員等が所属する研究科等の長（医学研究科、薬学研究科及び病院にあつては自らの属する分野の責任者）は、当該他の研究機関等への寄附金の移し替えが相当と認めるときは、理事長に（分野の責任者にあつては研究科等の長を経由して理事長に）、第3号様式により寄附金の移し替えを申請するものとする。

2 理事長は、前項による申請が適当であると認められ、かつ、当該他の研究機関等の長の同意が得られた場合においてこれを承認し、寄附金の移し替えに必要な手続を行うものとする。

3 理事長は、前項の手続を行う際に、第4号様式により申請者に通知するものとする。

（一部改正 平成22年達第7号、平成25年達第35号、平成31年達第22号）

（教員等個人への寄附）

第9条 教員等個人が寄附を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該教員等が寄附者となり、寄附金として法人に寄附しなければならない。

(1) 当該教員等が当該寄附による学術研究を行うにあたり法人の施設・設備等を使用する場合。

(2) 当該教員等が職務として当該寄附による学術研究を行う場合。

（一部改正 平成25年達第35号、平成29年達第24号、平成31年達第22号）

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、寄附金の取扱いに関して必要な事項は理事長が定める。

（一部改正 平成21年達第56号、平成25年達第35号）

## 附 則

1 この規程は、発布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

2 この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第56号）

- 1 この規程は、発布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第7号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第35号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第38号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年公立大学法人名古屋市立大学達第24号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第22号）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に受け入れている寄附金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第63号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年公立大学法人名古屋市立大学達第140号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学学術奨励寄附金取扱規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和7年公立大学法人名古屋市立大学達第62号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年公立大学法人名古屋市立大学達第10号）

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の各規程の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規程による改正後の各規程の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の各規程の規定に基づいて作成されている用紙は、この規程による改正後の各規程の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。